- 〇自転車活用推進官民連携協議会参画団体等による展示会、競技会、講演会等の行事の主催、出版物の刊行 等に対し、後援等の自転車活用推進官民連携協議会名義の使用許可に関する取扱要領を整備。
- 〇自転車活用推進官民連携協議会が後援する行事等については、各参画団体へ広く周知することにより、自転 車の活用に関する国民への情報発信の強化を図る。

使用許可基準

- 次に掲げるものに資する内容であること
- 自転車の活用の推進、普及又は啓発
- 自転車の活用の推進に係る技術の向上
- 国民経済発展や国民生活向上に係るもので自転車の 活用の推進と密接な関係を有するもの
- 営利を主たる目的とせず、特定の団体等の宣伝に利用 されるおそれのないもの
- 行事等の主催者等が次に掲げる者であるもの
- 自転車活用推進官民連携協議会参画団体
- 自転車活用推進官民連携協議会参画団体が推薦する者

許可手続 国民に対して広 協議会 参画団体 協議会 協議会事務局 ③通知•周知依頼 参画団体 (自転車活用推進本部事務局) く情報発信 ①申請 ②許可通知 申請者が協議会参 協議会 画団体以外の者で 参画団体 ある場合は、協議 会参画団体を経由 申請者 ※申請者は協議会参画団体又は協議会参画団体が推薦する者に限る

等